

# 地方債資金を巡る最近の動きについて



総務省

平成30年6月12日

総務省自治財政局 地方債課

# 目次

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1 地方債資金について           | P.1  |
| 2 地方債の市場公募化について       | P.6  |
| 3 地方債の信用維持の仕組み        | P.21 |
| <br>                  |      |
| <参考>                  |      |
| ○ 平成30年度の地方財政計画と地方債計画 | P.32 |

# 地方債資金の借入れ

## ① 借入先

地方債の資金	公的資金	財政融資資金	財務省が財政投融资特別会計において国債を発行して資金調達したもの
		地方公共団体金融機構資金	すべての都道府県、市区町村等が共同で設立した機構が市場で債券を発行して調達したもの
	民間等資金	銀行等引受資金	指定金融機関やそれ以外の銀行・信用金庫・信用組合・農協あるいは共済組合等から借り入れるもの
		市場公募資金	債券発行市場において公募により借り入れるもの

## ② 借入れの形態

### ◆ 証書借入方式

地方公共団体が借入先に借用証書を提出して資金の貸付けを受ける方法（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金はすべてこの方式による）

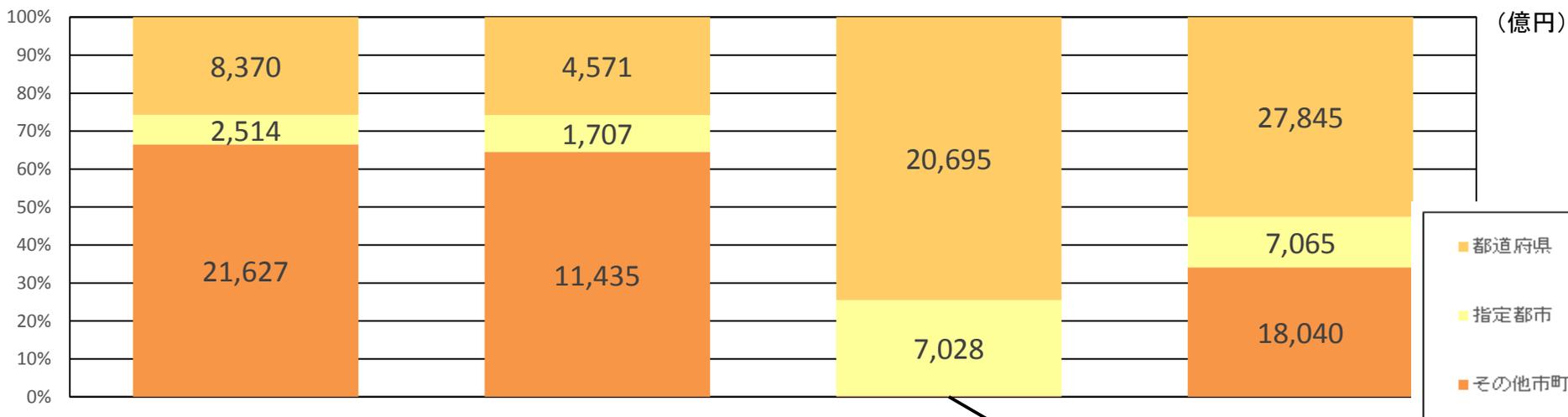
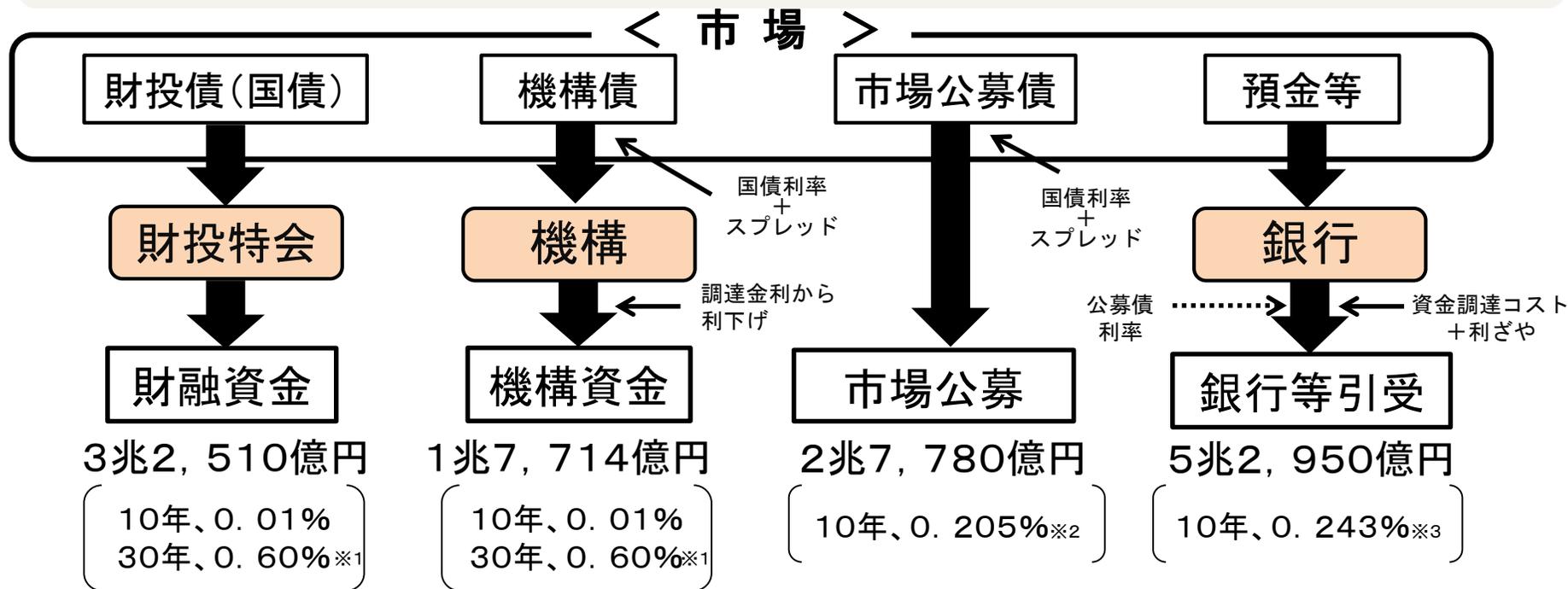
### ◆ 証券発行方式

地方公共団体が地方債証券を発行し、それを金融機関が引き受けたり、市場において公募したりすることによって資金を調達する方式。地方債証券は当初に引き受けた金融機関や購入した投資家から他の金融機関や投資家に売却され、市場で流通することも多い。

## ③ 借りる額の計算方法

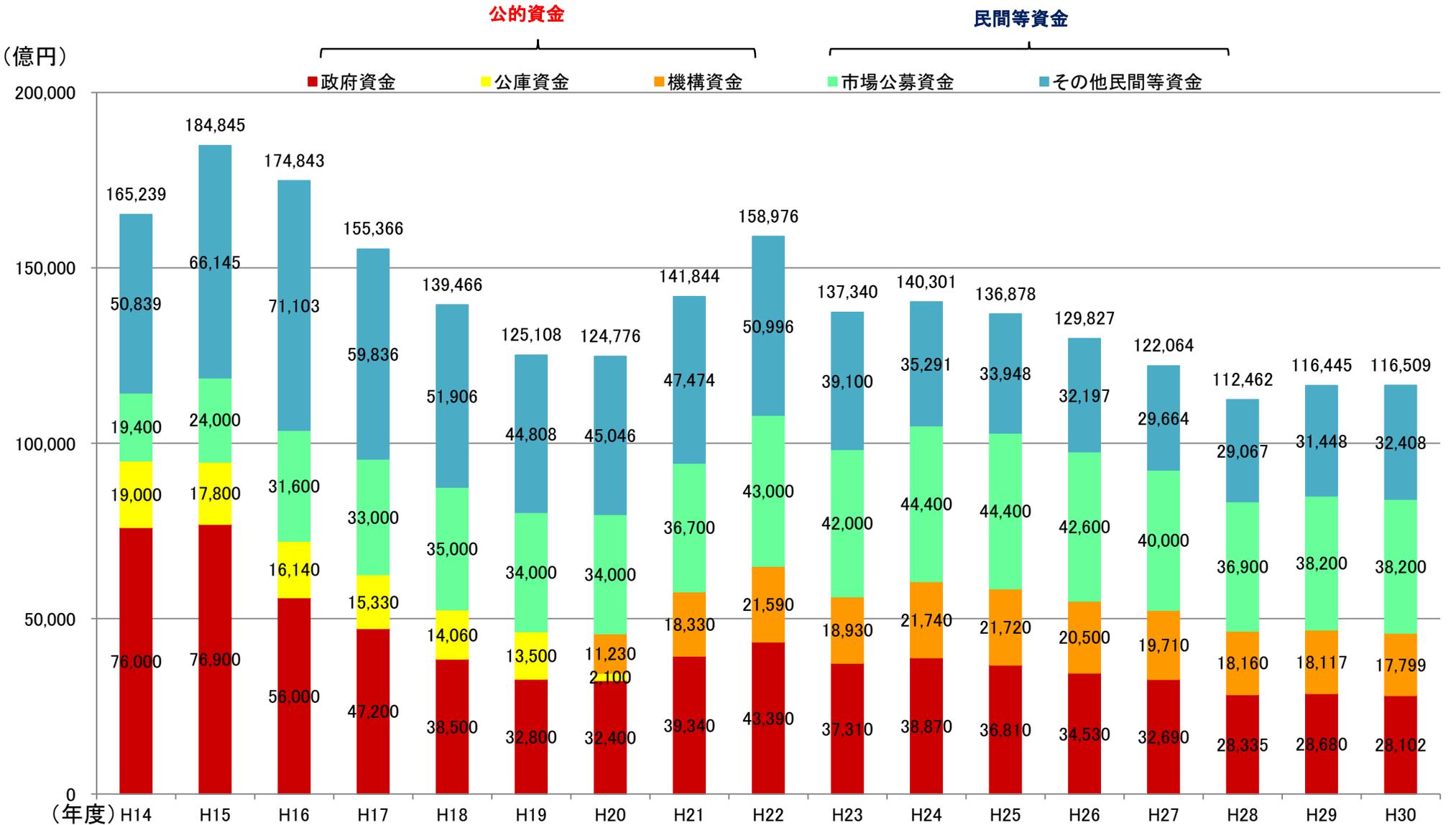
- ・対象事業が地方債のどの事業区分に当てはまるかを「地方債同意等基準」（総務省告示）、「地方債同意等基準運用要綱」（総務副大臣通知）で確認
- ・事業費（国庫補助事業の場合は地方負担額）のうち地方債をどれだけ発行できるのかを「地方債充当率」（総務省告示）で確認

# 地方債の資金別発行額（H28年度予定額ベース）について



※1 財融資金、機構資金（機構特別利率）の利率は、H29.4発行時点の数値。  
 ※2 市場公募債の利率は、H29.4発行時の共同発行市場公募地方債の数値。  
 ※3 銀行等引受資金(10年満期一括)の利率は、H29.3発行時の加重平均(証券・証書計)。

# 地方債計画額（当初）の推移（資金別）



# 地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移

初めて民間等資金の割合(58.8%)が公的資金の割合(41.2%)を上回る

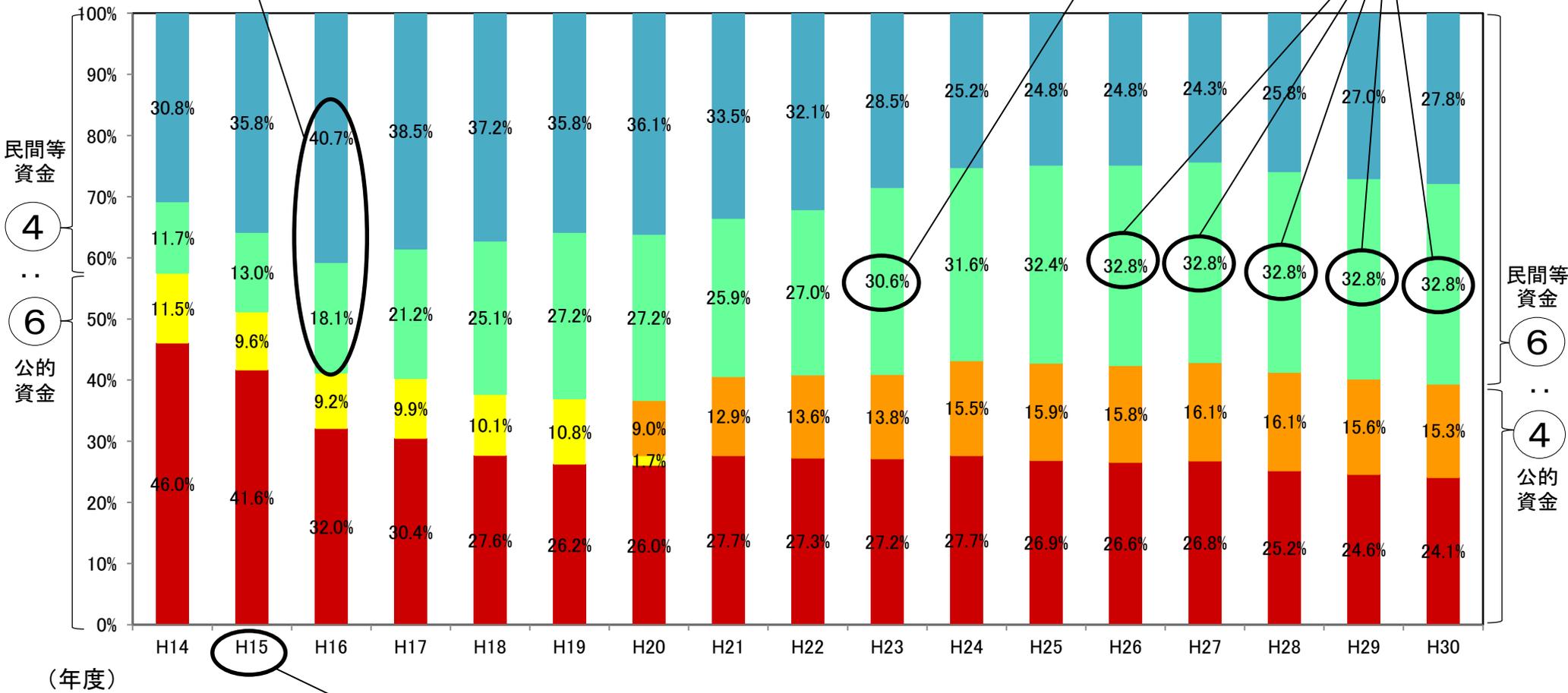
初めて市場公募資金が最も高い割合を占める(30.6%)

過去最大(32.8%)

公的資金

民間等資金

■政府資金 ■公庫資金 ■機構資金 ■市場公募資金 ■その他民間等資金

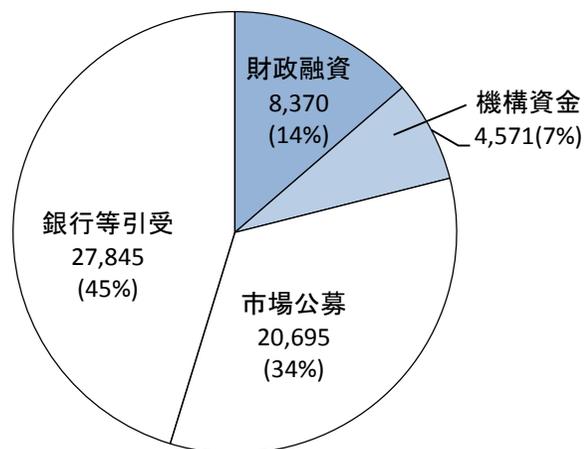


共同発行市場公募地方債の発行開始

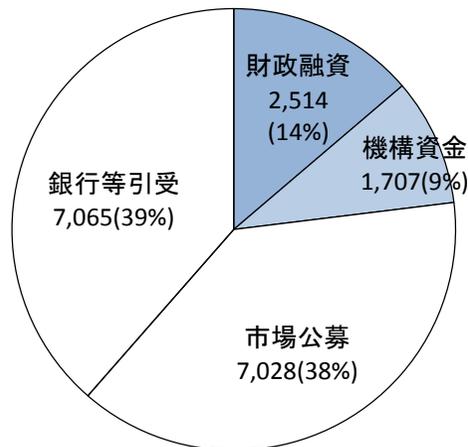
# 都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（平成28年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあっては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなっている。
- ・市町村・特別区にあっては、財政融資等の公的資金が占める割合が高くなっている。

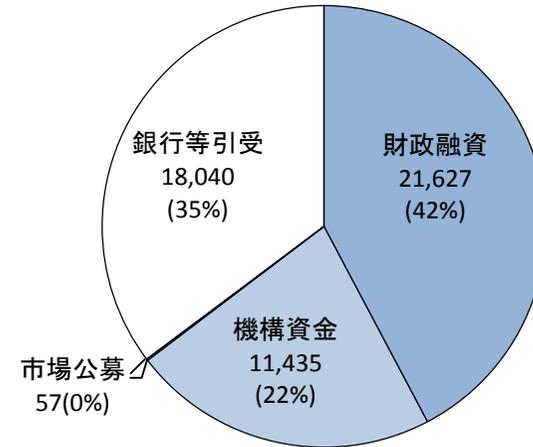
**都道府県**  
(6兆1,481億円)



**指定都市**  
(1兆8,314億円)



**市町村・特別区**  
(5兆1,159億円)



(単位: 億円)

合計	うち財政融資	うち地方公共団体 金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
130,954	32,510	17,714	27,780	52,950

# 平成30年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

[地方債計画計上額]

市場公募地方債 3兆8,200億円  
 (地方債計画総額に占める割合 ㉙ 32.8% → ㉚ 32.8%)

(1) 全国型市場公募地方債 3兆7,700億円 (㉙ 3兆7,200億円)

(2) 住民参加型市場公募地方債 500億円 (㉙ 1,000億円)

〈参考1〉平成30年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 65,198億円程度 (㉙ 62,012億円程度)

—	全国型市場公募地方債	64,910億円程度 (㉙ 61,650億円程度)	
—	10年債	33,020億円程度 (㉙ 32,660億円程度)	— 共同発行分 12,070億円程度 (㉙ 12,060億円程度)
			— 個別発行分 20,950億円程度 (㉙ 20,600億円程度)
—	中期債 (5年債等)	8,670億円程度 (㉙ 8,680億円程度)	
—	超長期債 (20年債及び30年債等)	7,970億円程度 (㉙ 7,350億円程度)	
—	フレックス分	15,250億円程度 (㉙ 12,960億円程度)	
—	住民参加型市場公募地方債	288億円程度 (㉙ 362億円程度)	

(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 上記数値は、各年度4月に行った報道発表資料ベースの数値。

〈参考2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

(単位：兆円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市場公募地方債	4.3	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8
地方債計画総額に占める割合	27.0%	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%

# 市場公募化等の推進

## ○ 地方債の総合的な管理について（通知）（抄）

平成21年4月14日 総財地第115号  
総務省自治財政局地方債課長通知  
平成26年4月1日総財地第80号により一部改正

（別記）

### 1. 地方債の発行について

#### (1) 市場公募化等の推進

地方分権の推進、財政投融资制度改革等の趣旨を踏まえた公的資金の段階的な縮減・重点化が進展していることを踏まえ、民間資金を中心とした調達への転換を円滑に進められたいこと。

民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、発行年限の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。

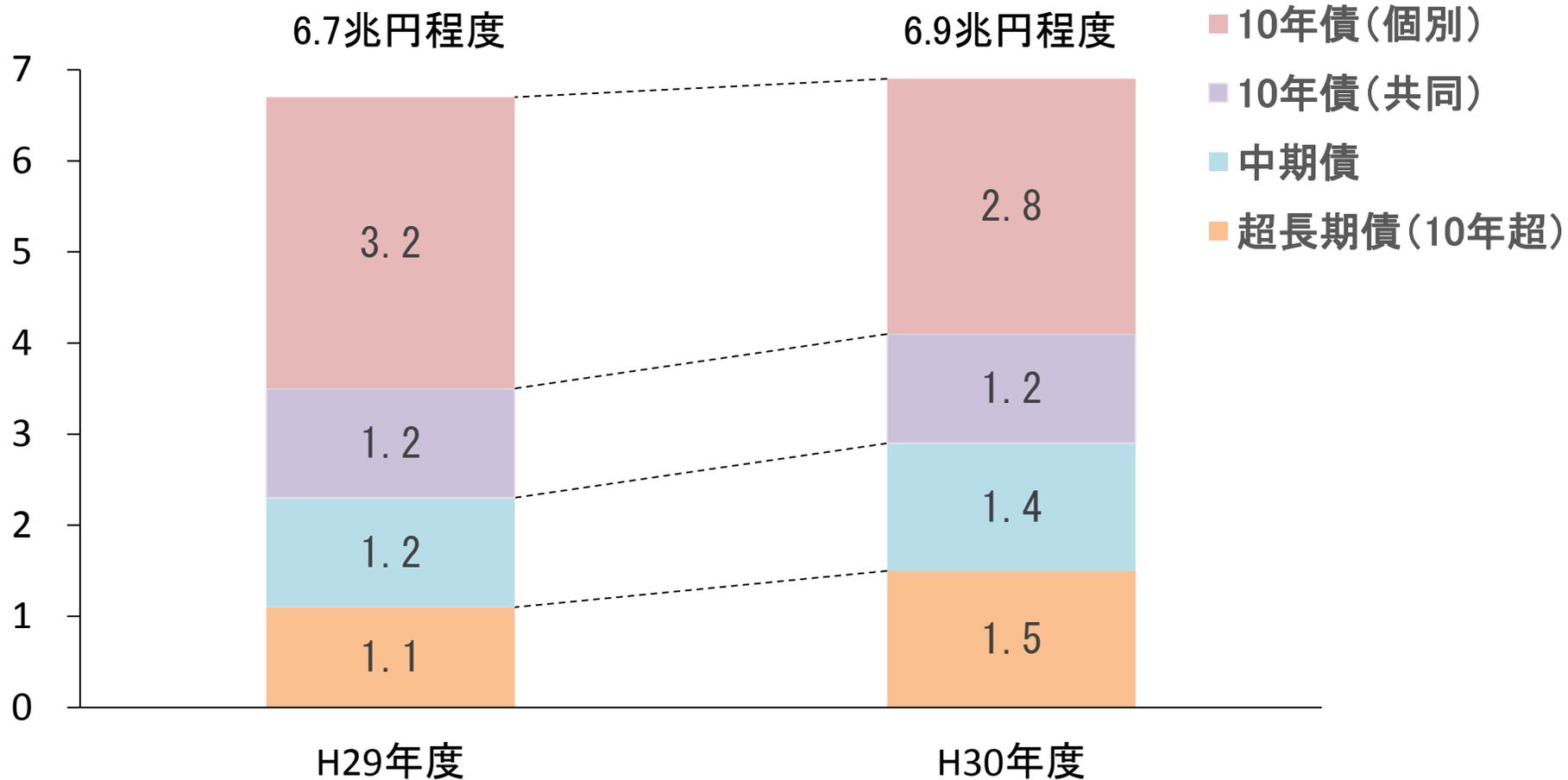
なお、都道府県及び政令指定都市を中心に、安定的な資金調達を図るために市場公募地方債の発行を推進する必要があるが、市場公募地方債の発行は資金調達の透明性の確保等にも資するものであること。

## 市場公募化のメリット

- 公募団体や金融機関から聴取した市場公募債発行のメリットは、以下のとおり。
  - ✓ 資金調達手法の多様化に伴い資金調達の安定性が向上する
  - ✓ 市場公募団体であることで、銀行等引受債の発行条件交渉の際に、一定程度有利になる
  - ✓ 公募化により、市場にネームが浸透することで銀行等引受債(債券)の流動性向上に繋がる

# 全国型市場公募地方債計画額（償還年限別）

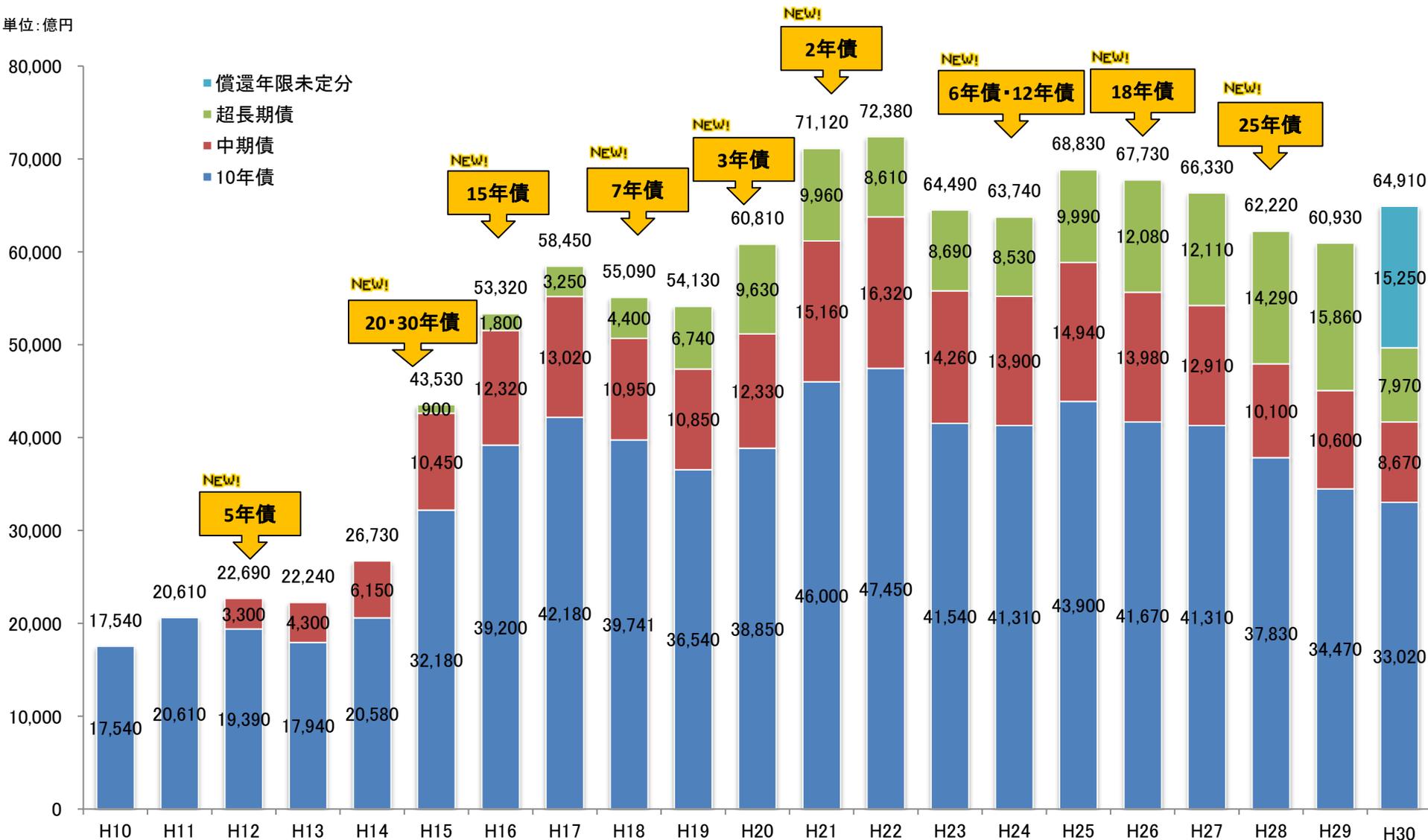
(兆円)



(注) 地方債計画額(当初)による比較であり、発行実績とは異なる。

# 全国型市場公募債の償還年限別発行額推移

単位：億円



※外債を除く。

※H30年度(予定)の数値は平成30年4月報道発表資料ベースの数値。

出所：地方債協会、総務省 (予定) 10

# 全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55

# 市場公募地方債の発行実績の推移

(単位：億円)

年度	全国型市場公募地方債																	住民参加型市場公募地方債		外貨地方債												
	10年債				2年債	3年債	5年債	6年債	7年債	超長期債						合計																
	個別発行		共同発行							12年債	15年債	18年債	20年債	25年債	30年債																	
	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数							発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額								
H15	20	23,710	27	8,470			19	10,450							3	700			1	200	29	43,530	79	2,682								
H16	25	26,770	27	12,430			22	12,320					1	150		5	1,350			2	300	33	53,320	94	3,276	1	217					
H17	29	29,100	27	13,080			24	13,020					1	200		9	2,350			4	700	35	58,450	106	3,445	1	608					
H18	32	26,500	29	13,240			25	10,550					1	400		1	100			15	3,600	5	700	38	55,091	123	3,513	1	499			
H19	34	24,400	28	12,140			26	10,650					1	200						19	4,950	10	1,790	42	54,130	122	3,083	1	499			
H20	37	26,550	30	12,300			2	750	25	11,580										19	7,780	10	1,850	44	60,810	102	2,650					
H21	39	32,100	33	13,900	1	280	2	800	27	14,080										20	8,260	9	1,700	47	71,120	88	2,488					
H22	43	31,250	35	16,200	1	200	4	700	31	14,920				1	500					1	400	22	6,590	11	1,620	49	72,380	91	2,441			
H23	45	26,180	35	15,360	2	500	2	200	32	13,260				2	300					6	1,200	22	6,090	10	1,400	51	64,490	80	2,137	1	499	
H24	46	26,160	36	15,150	2	700			33	12,300	2	300	4	600	1	280	5	1,270			24	6,060	6	920	52	63,740	78	2,028	1	698		
H25	49	28,730	36	15,170	1	900	2	450	32	12,580	2	200	6	810	2	370	6	1,420			23	6,300	8	1,900	54	68,830	75	1,864	1	1,016		
H26	48	26,930	36	14,740	1	900	2	260	32	12,120			4	700	1	200	10	2,240	1	150	23	7,690			10	1,800	54	67,730	66	1,746	1	1,023
H27	50	27,100	36	14,210	1	600			32	11,710			3	600	1	120	7	1,400			24	8,000			13	2,590	55	66,330	61	1,486	1	1,201
H28	50	25,790	36	12,040					31	10,100							3	500			26	8,870	1	150	22	4,770	55	62,220	32	373	1	1,089
H29	50	22,410	36	12,060					33	10,600							6	600			34	10,350	1	150	23	4,760	55	60,930	13	182	1	500
H30	50	20,950	36	12,070					30	8,370							1	500			11	2,600			2	200	55	64,910	28	288	1	500

(注1) 定時償還方式について、10年債(個別発行)発行額には300億円(H28)、430億円(H29)を、15年債発行額には100億円(H29)、500億円(H30予定)、20年債発行額には350億円(H25)、850億円(H26)、1,200億円(H27)、2,650億円(H28)、3,820億円(H29)、600億円(H30予定)を、30年債発行額には1,950億円(H28)、3,250億円(H29)、100億(H30予定)をそれぞれ含む。

(注2) 平成30年度の数値は平成30年4月報道発表資料ベースの数値。全国型市場公募地方債の合計はフレックス分(15,250億円)・年限未定分(4,970億円)を含む総計。

# 平成30年度全国型市場公募地方債発行計画額

平成30年度の全国型市場公募地方債の発行予定55団体及び各団体の発行計画額（予算計上額その他）は次のとおりです。  
なお、状況の変化等による発行計画額変更の可能性があります。

（単位：億円）

団体名	発行計画額計	10年債		中期債 (5年債等)	超長期債 (20年債及び30年債等)		フレックス分	団体名	発行計画額計	10年債		中期債 (5年債等)	超長期債 (20年債及び30年債等)		フレックス分
		個別発行	共同発行		満期一括償還	定時償還				個別発行	共同発行		満期一括償還	定時償還	
北海道	3,400	1,200	800	600	0	0	800	高知県	100	100	0	0	0	0	0
宮城県	950	200	350	100	0	0	300	福岡県	2,450	750	0	300	300	300	800
秋田県	100	100	0	0	0	0	0	佐賀県	100	100	0	0	0	0	0
福島県	710	200	310	200	0	0	0	長崎県	300	100	0	100	0	100	0
茨城県	600	100	300	100	0	100	0	熊本県	500	100	300	100	0	0	0
栃木県	100	100	0	0	0	0	0	大分県	350	100	150	0	0	100	0
群馬県	500	300	0	100	100	0	0	鹿児島県	700	0	600	100	0	0	0
埼玉県	3,750	1,400	500	400	200	0	1,250	札幌市	1,500	300	300	300	0	0	600
千葉県	3,000	1,200	300	400	400	200	500	仙台市	620	0	270	150	0	0	200
東京都	4,300	2,600	0	0	700	0	1,000	さいたま市	100	100	0	0	0	0	0
神奈川県	2,700	1,200	300	600	400	200	0	千葉市	700	300	300	100	0	0	0
新潟県	1,200	400	600	0	0	0	200	横浜市	2,200	700	0	200	200	500	600
福井県	550	200	100	0	0	0	250	川崎市	1,000	100	200	300	300	0	100
山梨県	200	200	0	0	0	0	0	相模原市	100	100	0	0	0	0	0
長野県	710	0	510	200	0	0	0	新潟市	300	100	200	0	0	0	0
岐阜県	380	150	230	0	0	0	0	静岡市	350	200	150	0	0	0	0
静岡県	2,900	1,000	300	600	300	300	400	浜松市	200	200	0	0	0	0	0
愛知県	3,500	1,900	400	200	200	0	800	名古屋市	1,300	600	0	100	200	0	400
三重県	200	100	100	0	0	0	0	京都市	1,450	200	400	200	0	0	650
滋賀県	100	100	0	0	0	0	0	大阪市	2,100	400	300	400	400	0	600
京都府	1,850	400	550	400	100	0	400	堺市	270	100	0	0	100	70	0
大阪府	6,900	1,200	800	1,200	0	0	3,700	神戸市	1,150	200	200	200	200	0	350
兵庫県	2,000	200	800	0	1,000	0	0	岡山市	100	100	0	0	0	0	0
奈良県	300	0	100	100	0	0	100	広島市	700	200	100	200	200	0	0
島根県	400	0	0	100	300	0	0	北九州市	1,000	150	300	150	0	0	400
岡山県	400	200	100	0	0	100	0	福岡市	1,450	200	150	400	0	200	500
広島県	1,670	600	500	70	200	0	300	熊本市	100	100	0	0	0	0	0
徳島県	350	100	200	0	0	0	50	合計	64,910	20,950	12,070	8,670	5,800	2,170	15,250

※ 10年債及び中期債については、全て満期一括償還であり定時償還での発行予定はない。

（注）東京都については、外債500億円を除く。

# 市場公募債の発行条件決定方式の変遷

## 統一条件交渉方式

(昭和27～平成13年度)

16都道府県、12政令市

発行条件及び各種手数料（引受並びに募集取扱手数料、募集委託手数料、元利金支払事務取扱手数料）…総務省が決定

(2テーブル方式)

(平成14～15年度)

15道府県、13政令市

東京都

発行条件…総務省が決定  
各種手数料…各団体が決定

(平成16年度～18年4月)

20道府県、13政令市

東京都、横浜市

## 合同条件交渉方式

(平成18年5～8月)

21道府県、13政令市

東京都、横浜市、  
神奈川県、名古屋市

発行条件…担当団体が決定  
各種手数料…各団体が決定

## 個別条件交渉方式

(平成18年9月～)

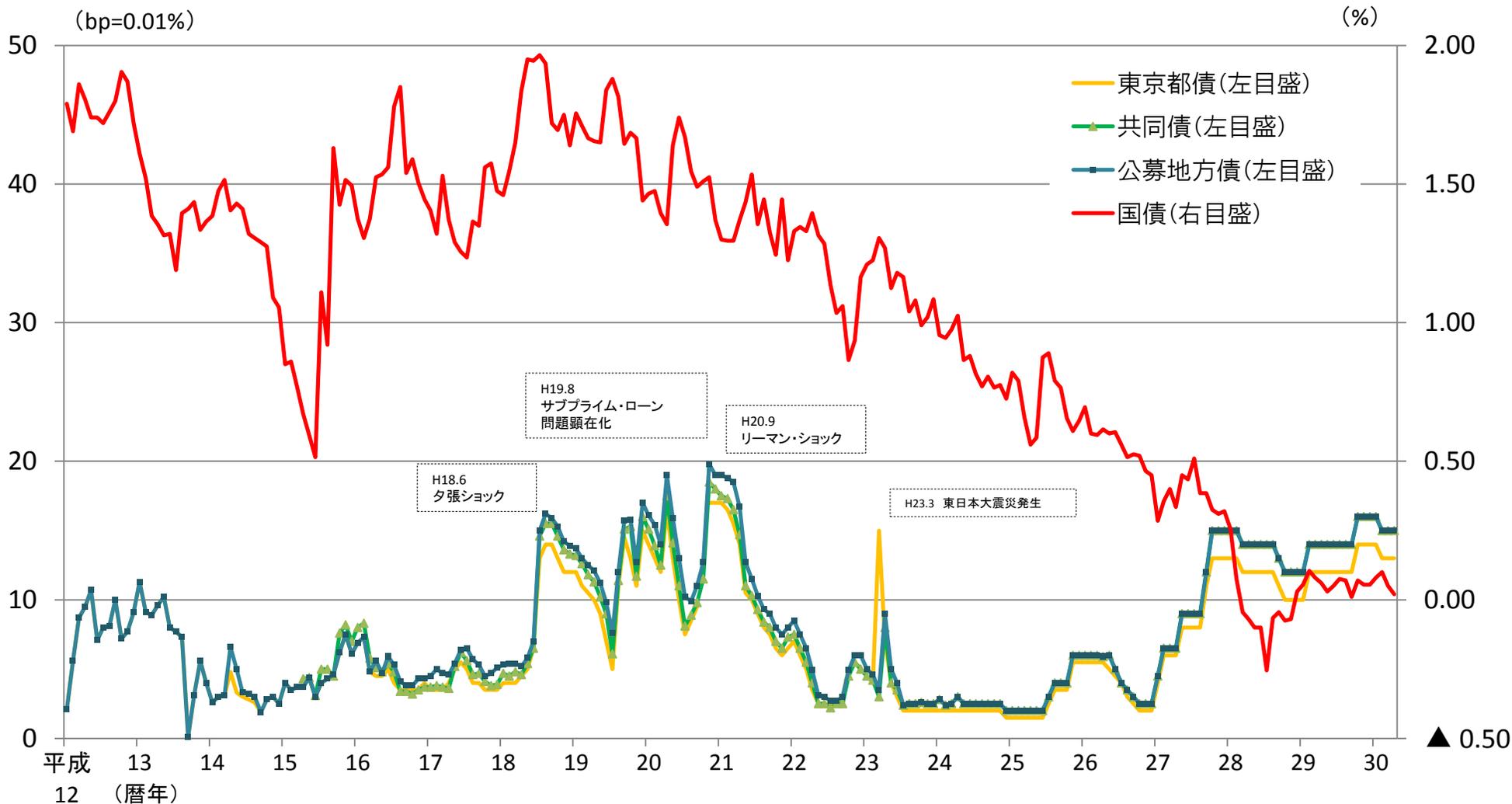
23都道府県、15政令市

(平成27年9月～)

35都道府県、20政令市

発行条件及び各種手数料…それぞれの団体が決定

# 10年新発国債利回りと10年地方債の対国債スプレッド推移



※ 公募地方債は、平成18年8月までは統一条件交渉方式により決定。平成18年9月以降は、個別条件交渉方式により決定されているため、ここでは、各月の最初の条件決定がされた個別地方債を用いて対国債スプレッドを算出している。

※ 国債利回りの低下に伴い、共同債(平成28年5～7月)・公募地方債(同年4～7月)・東京都債(同年4～8月)は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)。

※ 近年では日銀による金融緩和を受け、国債利回りが低下。地方債の対国債スプレッドは拡大したが、地方債利回りは低位で推移している状態。

# 共同発行市場公募地方債

36の地方団体が共同して発行する債券  
(平成15年4月から毎月発行)

平成30年度発行予定:1.2兆円程度  
10年満期一括償還

## 1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき36団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

## 2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体(平成30年度)】

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

# 共同発行市場公募地方債の月別発行額

(億円)

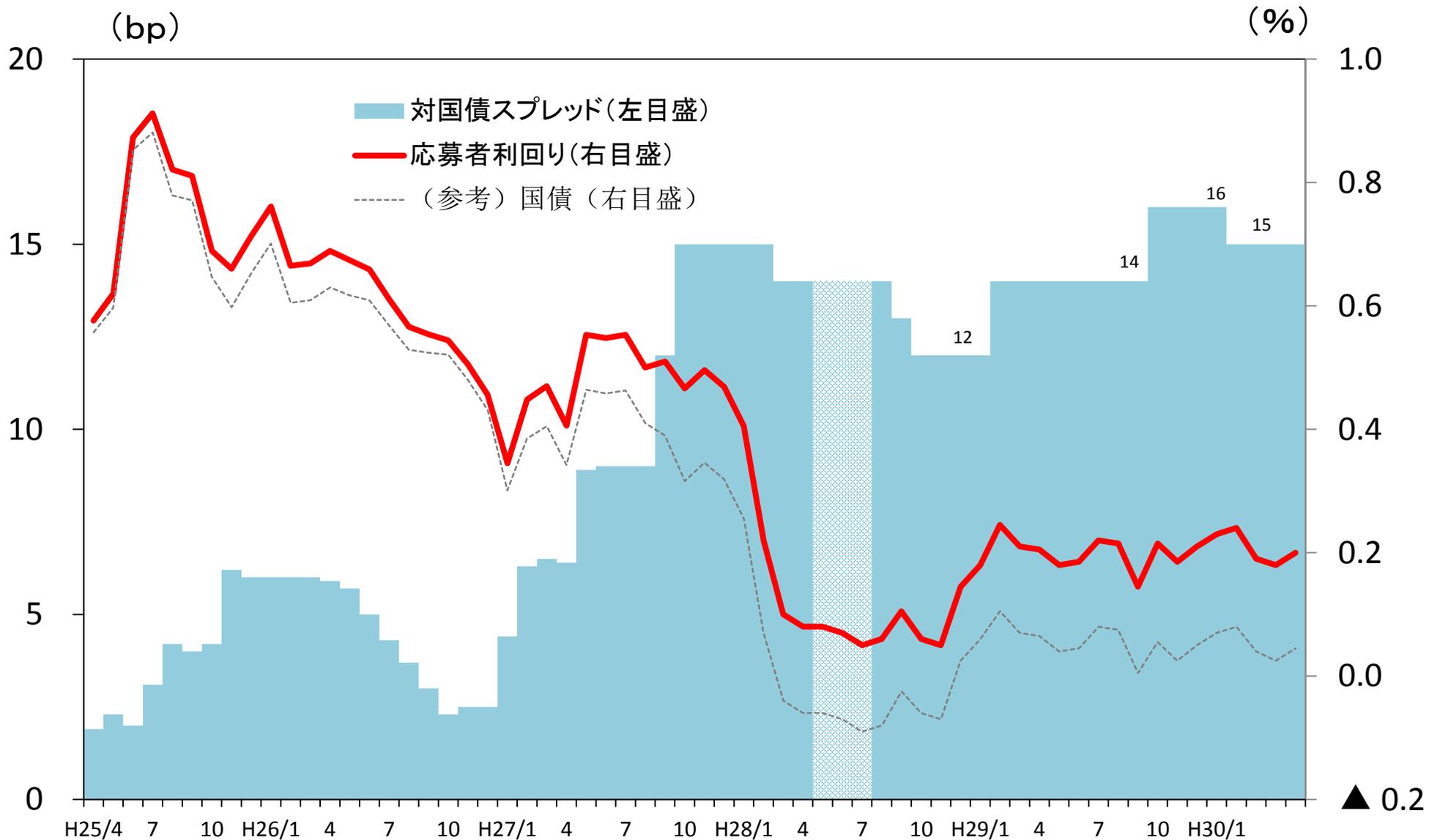
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H15年度	700	720	710	720	700	700	700	700	710	700	710	700	8,470
H16年度	1,030	1,090	1,030	1,030	1,040	1,060	1,010	1,010	1,030	1,020	1,030	1,050	12,430
H17年度	1,080	1,080	1,090	1,100	1,100	1,090	1,090	1,100	1,080	1,090	1,090	1,090	13,080
H18年度	1,110	1,110	1,090	1,110	1,100	1,110	1,110	1,090	1,090	1,100	1,110	1,110	13,240
H19年度	1,000	1,000	1,000	1,040	1,020	1,000	1,000	1,050	1,000	1,000	1,030	1,000	12,140
H20年度	1,050	1,000	1,000	1,000	1,050	1,050	1,000	1,050	1,000	1,050	1,050	1,000	12,300
H21年度	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	13,900
H22年度	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	16,200
H23年度	1,360	1,250	1,250	1,250	1,200	1,250	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,360
H24年度	1,250	1,250	1,250	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,150
H25年度	1,300	1,300	1,250	1,250	1,260	1,250	1,250	1,250	1,250	1,260	1,250	1,300	15,170
H26年度	1,300	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,170	1,170	1,170	1,240	1,240	1,250	14,740
H27年度	1,300	1,310	1,170	1,190	1,170	1,180	1,110	1,100	1,110	1,190	1,200	1,180	14,210
H28年度	1,100	1,090	1,010	1,040	1,000	1,000	900	900	910	1,010	1,040	1,040	12,040
H29年度	1,090	1,120	1,020	1,020	1,010	1,030	860	870	860	1,020	1,080	1,080	12,060
H30年度 (予定)	1,130	1,140	1,000	1,000	1,040	1,060	820	800	820	1,100	1,090	1,070	12,070

# 共同発行市場公募債発行団体の推移

(単位:億円)

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県、鹿児島県		29	13,240
H19	大分県、静岡市	福岡県、横浜市、名古屋市	28	12,140
H20	岐阜県、新潟市		30	12,300
H21	福島県、岡山県、徳島県		33	13,900
H22	三重県、奈良県		35	16,200
H23			35	15,360
H24	福井県		36	15,150
H25			36	15,170
H26			36	14,740
H27			36	14,210
H28			36	12,040
H29			36	12,060
H30(予定)			36	12,070

# 共同発行市場公募地方債の利回りと対国債スプレッドの推移



(※) 28/5～7月債における対国債スプレッドは、長期金利の動向次第で、スプレッドプライシングが有効であった場合の仮水準(絶対値によるプライシングとともに、引受会社から聴取したもの)

# 住民参加型市場公募地方債

## • 年度別発行実績

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (予定)
団体数	123	122	102	88	91	80	78	75	66	61	32	29	29
発行額 (億円)	3,513	3,083	2,650	2,488	2,441	2,137	2,028	1,864	1,746	1,486	373	362	288

※ 出所：地方債協会

## • 住民参加型市場公募地方債の制度目的

- － 資金調達手法の多様化
- － 住民の行政参加意識高揚
- － 住民に対する施策のPR
- － 個人金融資産の有効活用
- － 市場公募化のためのノウハウ習得 など

## • 発行を継続している団体における工夫事例

- － 募集取扱における柔軟な運用（購入限度額・購入資格の緩和、販売地域の拡大等）
- － 再投資需要の取り込み（発行日を過去の住民参加型市場公募地方債の償還日翌日に設定等）
- － 購入の利便性の向上（幅広い金融機関を引受先とする等）
- － 広告手段の多様化（SNSでの発信、新聞広告の活用等）

など

# 地方債の投資家層拡大に向けた取組み（IR活動）

※ IR=Investor Relations

○地方債については、何よりその信用を維持すること(償還確実性を確保すること)が重要。

そのためには、次の内容の周知を図る活動(IR活動)が大切。

- ・ 国における制度的対応: ①地方財政計画や地方交付税により元利償還に要する財源を確保すること  
②法律により財政健全化制度を設けること により、確実に償還が担保される仕組みが設けられていること
- ・ 地方公共団体における対応: ①行財政改革の推進や地域活性化施策の推進による税源の確保など歳出・歳入両面の取組み  
②分かりやすい財務情報※の開示

※ IRで各団体が提供している財務情報

予算・決算、実質公債費比率等の健全化判断比率、中長期的な財政収支の見通し、今後想定されるリスクとその対応、財政健全化に向けた取組み など

## 平成29年度実績

### ▽市場公募地方債発行団体合同IR説明会

共催	市場公募地方債発行55団体・総務省・地方公共団体金融機構・(一財)地方債協会
開催日	10月24日(火)
開催地	東京
参加人数	258人

### ▽共同発行市場公募地方債IR

#### <投資家説明会>

主催	共同発行市場公募地方債発行団体・総務省・地方公共団体金融機構・(一財)地方債協会
実施日	3月29日(木)
開催地	東京

#### <個別投資家訪問>

訪問主体	北九州市(共同債幹事団体)・総務省・(一財)地方債協会
実施日	4月20日(木)

訪問主体	総務省・(一財)地方債協会、
実施日	11月9日(木)、【予定】3月7日(水)

訪問主体	北海道(共同債幹事団体)・総務省・(一財)地方債協会
実施日	3月6日(火)

### ▽個別団体のIR活動

(出所)地方債協会HP

団体名	開催日	開催地	備考
横浜市	4月21日(金)	東京都	市長が説明
川崎市	7月13日(木)	川崎市	市長が説明
埼玉県	7月18日(火)	東京都	知事が説明
神戸市	8月3日(木)	東京都	市長が説明
東京都	10月16日(月)	東京都	財務局主計部長が説明
京都市	11月7日(火)	東京都	市長が説明
浜松市	12月5日(木)	東京都	市長が説明

### ▽海外における地方債IR

<総務省、川崎市、地方公共団体金融機構、(一財)地方債協会実施分>  
9月18日(月)~22日(金)にかけアジア(香港及びシンガポール)にて、投資家訪問を実施した。

#### <個別団体実施分>

団体名	開催月	開催都市
東京都	4月	フランクフルト・コペンハーゲン・チューリッヒ・ヘルシンキ
静岡県	10月	香港・ソウル

# 地方債のリスク・ウェイト

1. 現行上の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

# 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

## 〔地財計画〕

### 標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費**等

### 標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等



地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

7 地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

- 一 第1項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債 当該同意に係る公的資金
- 二 前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債 当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

8 前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第7項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

# 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるマイクロベースでの財源保障

基準財政需要額

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費の一定割合** 等

基準財政収入額



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、マイクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入

⋮

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入

⋮

# 地方債制度の変遷

平成18年4月

## 許可制から協議制に移行

平成10年5月

「地方分権推進計画」の閣議決定

平成12年4月

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率)

18%

協議	早期是正措置としての地財法許可	
	公債費負担適正化計画	

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の全面施行

(実質公債費比率)

18%

25%

35%

協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可	
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)	財政再生計画(財政再生)



平成24年4月

## 届出制の導入

平成24年2月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、届出制を導入

平成28年4月

地方交付税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第14号)の施行により、地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化  
(例:協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を、16%未満から18%未満に緩和)

(実質公債費比率)

18%

25%

35%

届出 (公的資金※は協議)	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可	
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)	財政再生計画(財政再生)

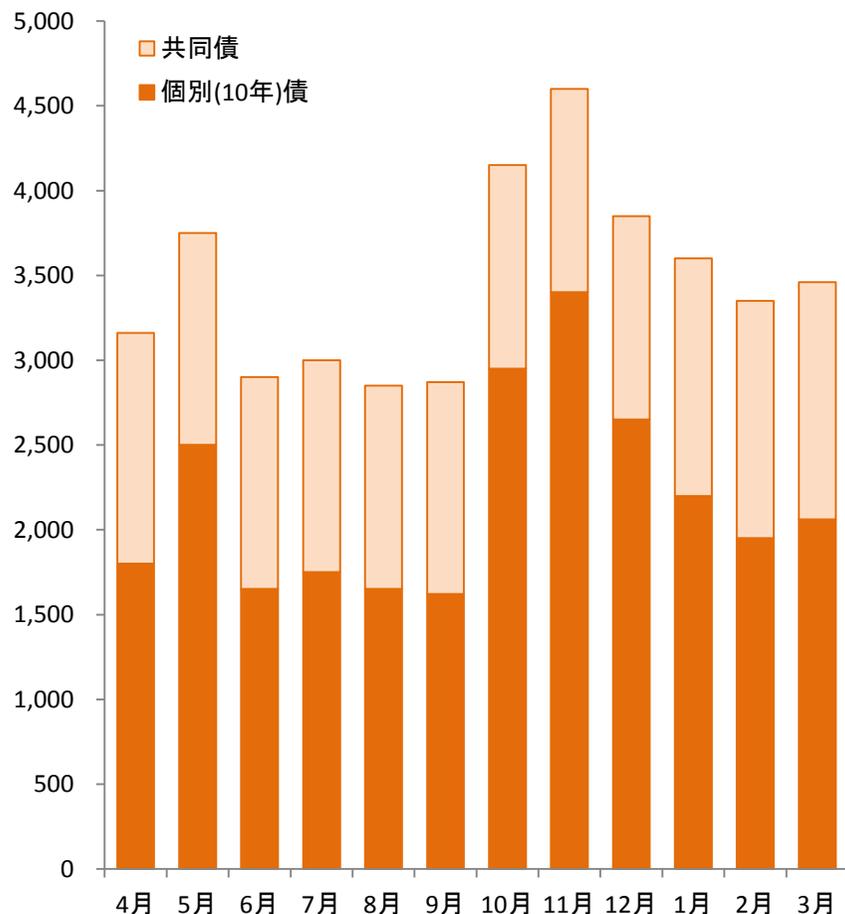
※ 公的資金のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金については、届出対象である(H28年4月～)

# 市場公募地方債（個別（10年）債及び共同債）の月別発行実績

○届出制度導入（H24年度）により、年間の平準発行が進捗している。

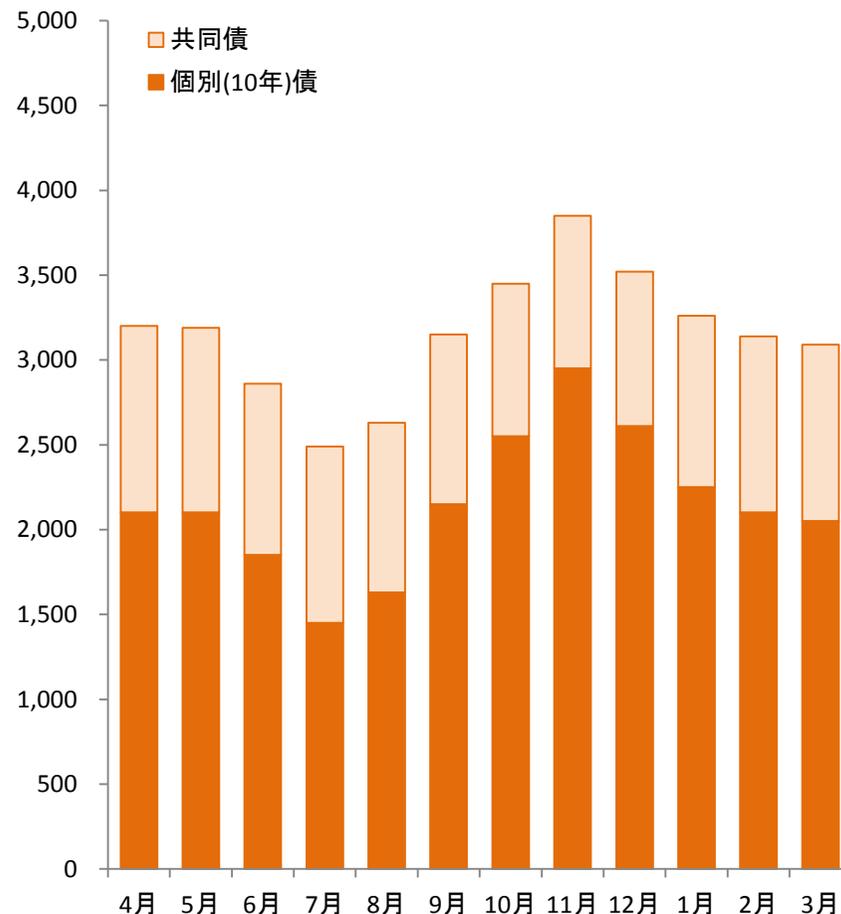
H23年度（届出制度導入前）

（単位：億円）



H28年度（届出制度導入後）

（単位：億円）



# 関係法令等

＜地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抄＞

附 則

(検討)

第123条 政府は、第15条の規定の施行<sup>※</sup>後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方  
財政法の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性  
を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する  
国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※平成24年2月1日施行

## (参考) 第2次一括法に対する附帯決議について

### ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月11日衆議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

### ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月26日参議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

## [地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている理由(平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本内閣大臣答弁のポイント)]

- ① 協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
- ② 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられていること

# 研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の主な意見

## 協議不要基準の緩和(届出の対象拡大)に関する意見

- ・ 信用力が担保されるのであれば、団体の自由度も高まることから、協議不要基準の緩和は望ましい。
- ・ 実質公債費比率に係る協議不要基準16%は、許可基準18%ほど信用力の観点からは強く意識されていないと認識している。
- ・ ストック指標である将来負担比率に係る協議不要基準は400%に緩和しても、財政状況は他のフロー指標で捕捉されており、問題ないのではないか。
- ・ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率に係る協議不要基準は、0%に重要な意味があり、変更すべきでない。
- ・ 届出制度導入以降も各団体は財政規律を守るよう財政運営しているので、協議不要基準額を廃止しても問題ないのではないか。
- ・ 後年度に実質公債費比率、実質赤字比率等の指標に反映されるため、残った基準によるチェックをしっかりとやれば、更なる量的な制限を設ける必要はない。

## 公的資金に係る届出制度の導入に関する意見

- ・ 公的資金は資金調達能力が弱い団体に優先して配分すべきであり、セーフティーネットとしての役割があるため、公的資金に係る届出制度の導入は行うべきではない。
- ・ 貸手責任で配分調整を行う場合、財政力の弱い一般の市町村に適切に資金が配分されるか不安。また、団体の業務量が増加し、負担感が生じる可能性のある方法は避けていただきたい。
- ・ 特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、別の形で既に配分調整がなされているので、届出制度の対象としても良いのではないかと。

## 許可基準の緩和に関する意見

- ・ 財政状況が悪化した場合の国の関与は重要であり、地方債発行に係る許可基準は変更すべきでない。
- ・ 国際的にも金融機関に対する規制は厳しくなる傾向であり、現時点で許可基準を緩和することには慎重であるべきではないかと。

# 地方債制度の見直し（平成28年4月～）

## 見直しの背景

- 届出制の施行（平成24年4月）後3年を経過した場合において、届出制の施行の状況を勘案し、地方公共団体の自主性・自律性を高める観点及び地方債のリスク・ウェイトゼロを引き続き維持する観点から、地方財政法を改正し、地方債制度の見直しを行った。

<第2次分権一括法 附則>

第123条（前略）施行後3年を経過した場合において、（中略）施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自律性を高める観点から、（中略）地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 見直しの内容

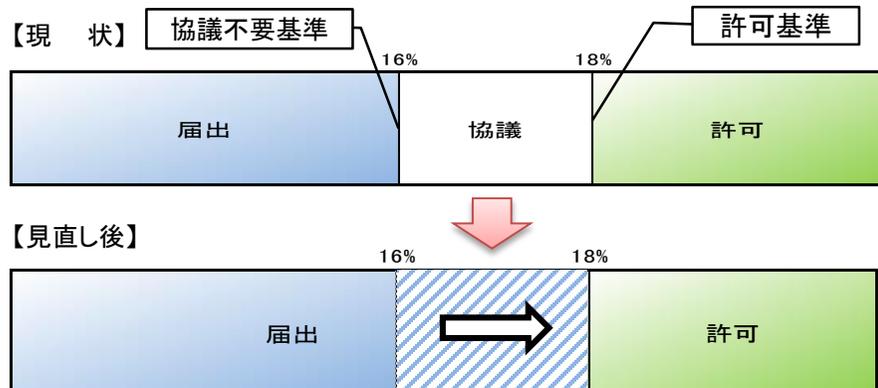
- 地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化。

※ 許可基準については、地方債に対する信用を維持するため、変更せず。

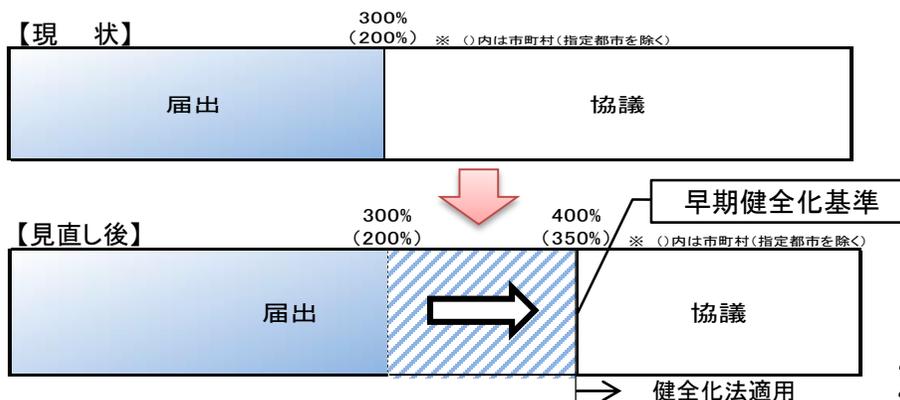
- 特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、新たに届出対象化。

※ ただし、その他の地方債について公的資金を充当する場合には、地方公共団体の資金調達能力を踏まえた適切な資金確保を行う必要があるため、引き続き届出の対象外。

〔実質公債費比率〕



〔将来負担比率〕



# 地方債制度における協議不要基準の見直し（平成28年4月～）

各指標	見直し前	見直し後	見直しの考え方
実質公債費比率	16%未満	<u>18%未満</u>	現在の協議対象を全て届出対象化。
将来負担比率	300%以下 (200%以下) <small>(内は市町村（指定都市を除く）)</small>	<u>400%未満</u> <u>(350%未満)</u> <small>(内は市町村（指定都市を除く）)</small>	現在の協議対象を届出対象化。ただし、健全化法の早期健全化団体まで協議不要の対象とすることは、 <u>問題なしとは言えないため、早期健全化基準以上は、引き続き協議の対象。</u>
協議不要基準額	当該年度の地方債発行予定額が、協議不要基準額以下	廃止	届出制度導入後、急激な財政悪化を招くような過度な地方債発行はなされておらず、 <u>地方団体の財政状況は実質公債費比率等の指標で十分チェックできること、議会や住民のチェックにより過度な地方債発行がなされる心配は低いこと等により、廃止。</u>
実質赤字額	0	0	
資金不足額	0	0	<u>赤字や資金不足が発生している団体まで協議不要の対象とすることは適当でないため、変更せず。</u>
連結実質赤字比率	0%	0%	

# <参考> 各指標の概要

各指標	概要
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率            ※地方債の返済額(これに準じる負担額を含む)の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{実質公債費比率} \\ \text{(3か年平均)} \end{array} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \right]$
<p>将来負担比率</p>	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率            ※地方債等の将来支払っていく可能性がある負担の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の程度を示す指標</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{将来負担比率} \\ \end{array} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right]$
<p>協議不要基準額</p>	<p>届出制度導入により国等の関与が縮減されることによって、地方債発行額が急増し、急激に財政状況が悪化する地方公共団体が発生する可能性を考慮し、地方債全体に対する信用維持の観点から、補完的に設けられた地方債発行の量的基準            ※届出が可能な当該年度の地方債発行予定額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債を除く。)の上限(標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%)を示す指標</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{協議不要基準額} \\ \end{array} = ((\text{標準財政規模} + \text{公営企業の事業の規模}) \text{の当該年度前3年度平均}) \times 25 / 100 \right]$
<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率            ※一般会計等の赤字の程度を指標化し、一般会計等の財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{実質赤字比率} \\ \end{array} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right]$
<p>資金不足比率</p>	<p>公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率            ※公営企業会計の資金不足の程度を指標化し、公営企業会計の財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{資金不足比率} \\ \end{array} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \right]$
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率            ※全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{連結実質赤字比率} \\ \end{array} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right]$

〈参考〉

平成30年度の地方財政計画と地方債計画

# 経済財政運営と改革の基本方針2015（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

## 第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

### 3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

#### （1）集中改革期間と中間評価

国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

# 平成30年度地方財政対策のポイント①

## 1. 通常収支分

### (1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費1.0兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保
- ・ 精算減(平成28年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について16.0兆円を確保。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税:15.9兆円(前年度比▲0.4兆円) 臨時財政対策債:4.6兆円(同+0.5兆円)

<u>一般財源総額</u>	<u>62.1兆円(前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円)</u>
<u>一般財源総額(水準超経費除き)</u>	<u>60.3兆円(同+0.01兆円、同 60.3兆円)</u>
・ 地方税	39.4兆円(前年度比+0.4兆円、前年度 39.1兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7兆円( 同 +0.1兆円、 同 2.7兆円)
・ 地方交付税	16.0兆円( 同 ▲0.3兆円、 同 16.3兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0兆円( 同 ▲0.1兆円、 同 4.0兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

※ 地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない

## 平成30年度地方財政対策のポイント②

### (2) 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円を計上（前年度比＋0.1兆円）

### (3) 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

- ・ 平成26年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠（前年度0.2兆円）を廃止

## 2. 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円（前年度比▲0.0兆円）を確保

# 平成30年度地方財政対策のポイント③

## 歳入歳出の概要

(単位:兆円、%)

### 通常収支分

区 分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税	39.4	39.1	0.4	0.9
	地方譲与税	2.6	2.5	0.0	1.5
	地方特例交付金	0.2	0.1	0.0	16.3
	地方交付税	16.0	16.3	▲ 0.3	▲ 2.0
	国庫支出金	13.7	13.5	0.1	1.1
	地方債	9.2	9.2	0.0	0.3
	臨時財政対策債	4.0	4.0	▲ 0.1	▲ 1.5
	臨時財政対策債以外	5.2	5.1	0.1	1.7
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.6
	雑収入	4.3	4.2	0.0	0.6
	その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	26.8
	計	86.9	86.6	0.3	0.3
一般財源	62.1	62.1	0.0	0.1	
(水準超経費を除く)	60.3	60.3	0.0	0.0	

区 分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.1
	一般行政経費	37.1	36.6	0.5	1.4
	うち 補助	20.2	19.8	0.5	2.3
	うち 単独	14.1	14.0	0.0	0.3
	うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	0.2	▲ 0.2	皆減
	公債費	12.2	12.6	▲ 0.4	▲ 3.0
	維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.8
	投資的経費	11.6	11.4	0.3	2.3
	直轄・補助	5.8	5.7	0.1	1.4
	単独	5.8	5.6	0.2	3.2
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理 推進事業費	0.5	0.4	0.1	37.1
	公営企業繰出金	2.6	2.5	0.0	1.4
	水準超経費	1.8	1.8	0.0	1.7
計	86.9	86.6	0.3	36 0.3	

※精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

# 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税財源への活用

○ 平成30年度は、4,000億円を活用

※ 平成29年度から31年度までの3年間で9,000億円以内を目途に国に帰属することとし、29年度には4,000億円を国に帰属

## 公庫債権金利変動準備金

○ 地方公共団体金融機構(平成20年設立。以下「機構」)は、旧公営企業金融公庫(以下「公庫」)から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに備えて「公庫債権金利変動準備金(以下「準備金」)」(注)を確保している

(注)機構は、資金調達を短期で、貸付を長期で行っている。このため、今後の資金調達コストが上昇するリスクに備えて一定の準備金が必要

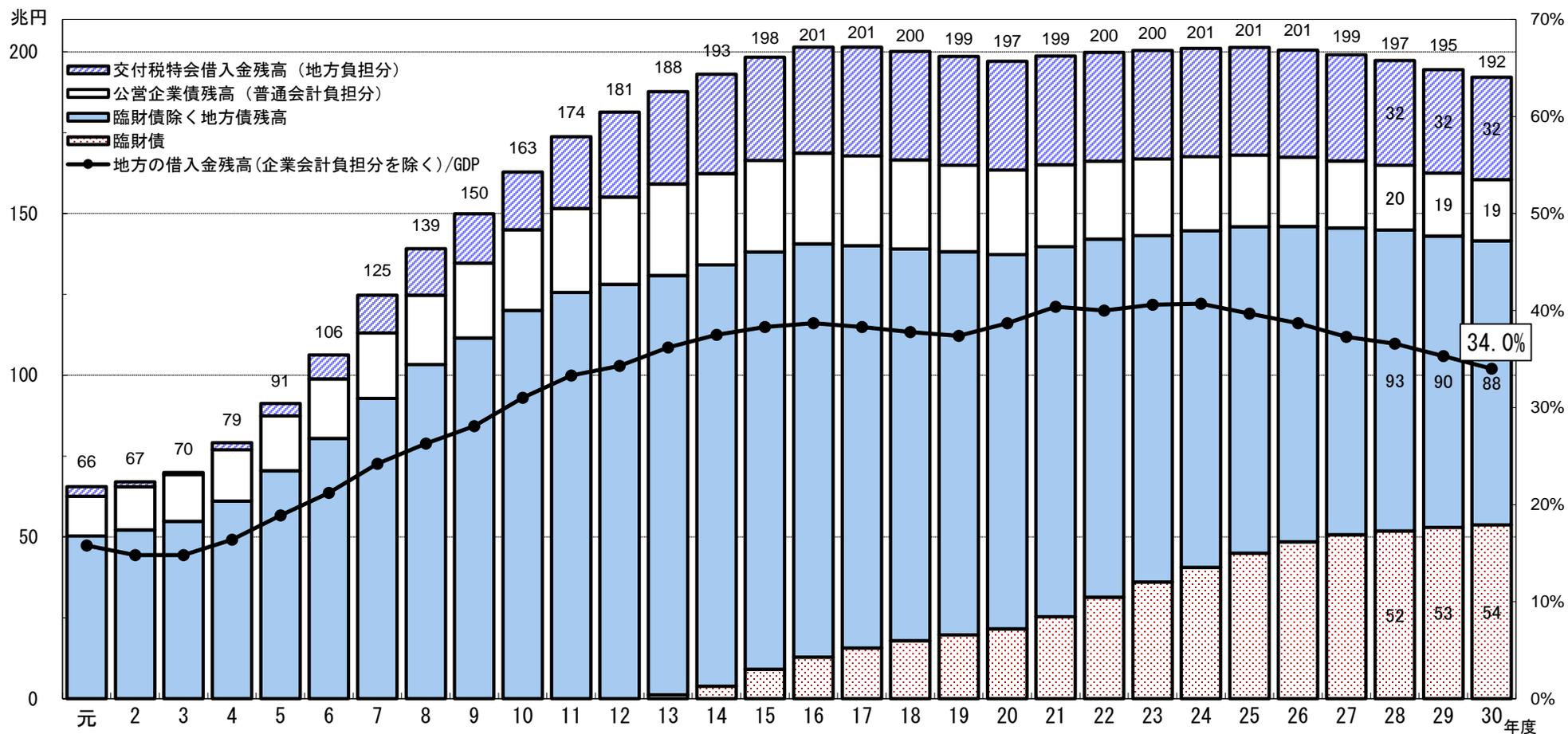
○ 機構が公庫から承継した業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る準備金は、国に帰属させることが法定されている(地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)附則第14条)



### 【国への帰属実績・予定】

平成20年度補正予算	地域活性化・生活対策臨時交付金(6,000億円)の財源に活用。(平成20年度:3,000億円)
平成24年度地財対策	平成24年度から平成26年度までの3年間で総額1兆円を目途として交付税特会に繰入れ、交付税の財源として活用。(平成24年度:3,500億円、平成25年度:6,500億円)
平成27年度地財対策	平成27年度から平成29年度までの3年間で総額6,000億円の範囲内において交付税特会に繰入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」として活用。(平成27年度:3,000億円、平成28年度:2,000億円、平成29年度:1,000億円)
平成29年度地財対策	平成29年度活用予定の1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円の範囲内において交付税特会に繰入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用。(平成29年度:4,000億円)

# 地方財政の借入金残高の状況



- ※1 地方の借入金残高は、平成28年度までは決算ベース、平成29年度・平成30年度は実績見込み。
- ※2 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

## (参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22

# 平成30年度地方債計画のポイント

## 1. 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額1兆6,456億円（前年度比1,990億円、0.2%増）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額53億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、1兆6,509億円（前年度比64億円、0.1%増）  
うち普通会計分：9兆2,218億円（前年度比1,500億円、0.2%増）  
公営企業会計等分：2兆4,291億円（前年度比86億円、0.4%減）

## 2. 臨時財政対策債の発行

- ・ 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆9,865億円（前年度比587億円、1.5%減）を計上。

## 3. 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大するとともに、ユニバーサルデザイン化に係る事業を加えることとし、4,320億円（前年度比1,170億円、37.1%増）を計上。
- ・ 過疎地域においても、公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,600億円（前年度比1,000億円、2.2%増）を計上。

## 4. 財政融資資金の償還期間の延長

- ・ 辺地対策事業（義務教育諸学校施設）について、10年以内（うち据置2年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 過疎対策事業（義務教育諸学校及び高等学校施設）について、12年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 防災対策事業（自然災害防止事業）について、財政融資資金を配分。

## 5. 地方公共団体金融機構資金の確保等

- ・ 地方公共団体金融機構資金について、地方公共団体金融機構法附則第25条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で、引き続き所要額を確保。
- ・ 過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）について、地方公共団体金融機構資金を配分。

# 平成30年度地方債計画①

## 平成30年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2 公営住宅建設事業	1,130	1,130	0	0.0
3 災害復旧事業	873	873	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,245	1,245	0	0.0
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,634	21,927	707	3.2
(1) 一般	2,332	2,795	△ 463	△ 16.6
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1) 辺地対策	485	475	10	2.1
(2) 過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	50,734	49,884	850	1.7
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2 工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3 交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	358	235	123	52.3
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,298	11,904	394	3.3
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	25,057	25,121	△ 64	△ 0.3
合 計	75,791	75,005	786	1.0

(単位: 億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	( 276 )	( 266 )	( 10 )	( 3.8 )
総 計	( 276 ) 116,456	( 266 ) 116,257	( 10 ) 199	( 3.8 ) 0.2
内 普通会計分	92,186	91,907	279	0.3
訳 公営企業会計等分	24,270	24,350	△ 80	△ 0.3
資金区分				
公 的 資 金	45,848	46,609	△ 761	△ 1.6
財政融資資金	28,066	28,545	△ 479	△ 1.7
地方公共団体金融機構資金	17,782	18,064	△ 282	△ 1.6
(国の予算等貸付金)	( 276 )	( 266 )	( 10 )	( 3.8 )
民間等資金	70,608	69,648	960	1.4
市場公募	38,200	38,200	0	0.0
銀行等引受	32,408	31,448	960	3.1

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

### (備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成30年度地方債計画②

## 平成30年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B) × 100	
一般会計債							
	公営住宅建設事業	30	158	△	128	△	81.0
	災害復旧事業	9	18	△	9	△	50.0
	一般単独事業	2	3	△	1	△	33.3
公営企業債							
	市場事業・と畜場事業	0	1	△	1	△	100.0
	下水道事業	12	8		4		50.0
国の予算等貸付金債		( 4 )	( 5 )	( △	1 )	( △	20.0 )
総 計		( 4 )	( 5 )	( △	1 )	( △	20.0 )
		53	188	△	135	△	71.8
内 訳	普 通 会 計 分	32	161	△	129	△	80.1
	公 営 企 業 会 計 等 分	21	27	△	6	△	22.2
資 金 区 分	公 的 資 金						
	財 政 融 資 資 金	36	135	△	99	△	73.3
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 ( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	17 ( 4 )	53 ( 5 )	△ ( △	36 1 )	△ ( △	67.9 20.0 )

その他同意等の見込まれる項目

- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 旧公営企業金融庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成30年度地方債計画③

平成30年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2 公営住宅建設事業	1,160	1,288	△ 128	△ 9.9
3 災害復旧事業	882	891	△ 9	△ 1.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,245	1,245	0	0.0
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,636	21,930	706	3.2
(1) 一般	2,334	2,798	△ 464	△ 16.6
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1) 辺地対策	485	475	10	2.1
(2) 過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	50,775	50,063	712	1.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2 工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3 交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	358	236	122	51.7
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,310	11,912	398	3.3
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	25,069	25,130	△ 61	△ 0.2
合 計	75,844	75,193	651	0.9

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	( 280 )	( 271 )	( 9 )	( 3.3 )
総 計	( 280 )	( 271 )	( 9 )	( 3.3 )
内 普通会計分	92,218	92,068	150	0.2
内 公営企業会計等分	24,291	24,377	△ 86	△ 0.4
資金区分				
公 的 資 金	45,901	46,797	△ 896	△ 1.9
財政融資資金	28,102	28,680	△ 578	△ 2.0
地方公共団体金融機構資金	17,799	18,117	△ 318	△ 1.8
(国の予算等貸付金)	( 280 )	( 271 )	( 9 )	( 3.3 )
民間等資金	70,608	69,648	960	1.4
市場公募	38,200	38,200	0	0.0
銀行等引受	32,408	31,448	960	3.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成30年度地方債計画④

(参 考)

## 平成30年度地方債計画について

平成30年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

### 1 通常収支分

#### (1) 概況

総額は1兆6,456億円となり、前年度に比べて199億円、0.2%の増となっている。

このうち、普通会計分は9兆2,186億円で、前年度に比べて279億円、0.3%の増、公営企業会計等分は2兆4,270億円で、前年度に比べて80億円、0.3%の減となっている。

#### (2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆9,865億円（前年度に比べて587億円、1.5%の減）を計上している。

#### (3) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大するとともに、ユニバーサルデザイン化に係る事業を加えることとし、4,320億円を計上している。

#### (4) 過疎対策事業の推進

公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,600億円を計上している。

#### (5) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業を5,000億円計上している。

#### (6) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

#### (7) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

#### (8) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

#### (9) 財政融資資金の償還期間の延長等

- ① 辺地対策事業（義務教育諸学校施設）について、10年以内（うち据置2年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長することとしている。
- ② 過疎対策事業（義務教育諸学校及び高等学校施設）について、12年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長することとしている。
- ③ 防災対策事業（自然災害防止事業）について、財政融資資金を配分することとしている。  
※ ①及び②は利率見直し方式による貸付について適用される。

#### (10) 地方公共団体金融機構資金の確保等

- ① 地方公共団体金融機構資金について、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第25条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で、引き続き所要額を確保することとしている。
- ② 過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）について、地方公共団体金融機構資金を配分することとしている。

### 2 東日本大震災分

#### (1) 概況

復旧・復興事業として総額53億円を計上している。

#### (2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

# 平成30年度地方債計画⑤

## (参考1) 通常分・特別分の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成30年度		平成29年度		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
	(A)	(B)	(A)	(B)		
普通会計分	92,218	92,068			150	0.2
通常分	43,553	42,816			737	1.7
特別分	48,665	49,252	△	587	△	1.2
臨時財政対策債	39,865	40,452	△	587	△	1.5
財源対策債	7,900	7,900			0	0.0
退職手当債	800	800			0	0.0
調 整	100	100			0	0.0
公営企業会計等分	24,291	24,377	△	86	△	0.4
総 計	116,509	116,445			64	0.1
通常分	67,844	67,193			651	1.0
特別分	48,665	49,252	△	587	△	1.2

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

## (参考2) 地方債資金の構成内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成30年度計画		平成29年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	45,901	39.4	46,797	40.2	△ 896	△ 1.9
財 政 融 資 資 金	28,102	24.1	28,680	24.6	△ 578	△ 2.0
地方公共団体金融機構資金	17,799	15.3	18,117	15.6	△ 318	△ 1.8
(国の予算等貸付金)	( 280)	-	( 271)	-	( 9)	( 3.3)
民間等資金	70,608	60.6	69,648	59.8	960	1.4
市場公募	38,200	32.8	38,200	32.8	0	0.0
銀行等引受	32,408	27.8	31,448	27.0	960	3.1
合 計	116,509	100.0	116,445	100.0	64	0.1

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆8,800億円(前年度比1,700億円、2.5%増)を予定している。

2 国の予算等貸付金の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。